

市川市都市公園条例の一部改正に係るパブリックコメント実施結果

○実施期間：平成 29 年 11 月 6 日～平成 29 年 12 月 5 日

○ご意見を提出してくださった方の人数 5 人
(提出方法による内訳)

- ・インターネットによるもの 4 人 (うち 1 人はファクシミリでも提出。)
- ・実施担当課で直接受け付けたもの 1 人

○ご意見の件数 5 件

○ご意見への対応

- ① ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの 0 件
- ② 今後の参考にするもの 2 件
- ③ ご意見の主旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの 2 件
- ④ その他 (本案そのものに対するご意見でないもの等) 1 件

○ご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
1	国府台公園は都市の中の貴重な緑地、オープンスペースであり、防災上の重要拠点としての役割があることなどを踏まえると、競技スポーツ向けの運動施設だけでなく、散策や軽スポーツなど多目的に活用できるスペースを確保することが重要であることから、他の都市公園と同様、運動施設率を 100 分の 50 以内に近づける努力が必要だと考える。 (同意見 1 件)	国府台公園では、都市公園として広場や植栽など運動施設以外の公園施設を充実させる必要があることから、今後は運動施設率の上限を 100 分の 60 として、再整備の内容を検討してまいります。	②
2	国府台公園のテニスコートを残すのに運動施設率が 100 分の 60 で不足するのであれば、100 分の 65 にすべきである。	国府台公園では、都市公園として広場や植栽など運動施設以外の公園施設を充実させる必要があることから、運動施設の現状を踏まえ、運動施設率の上限を 100 分の 60 としたものです。	③

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
3	国府台公園は長年、スポーツ施設と一体化した形態で市民に親しまれてきており、市川市のスポーツ拠点としての位置付けを踏まえ、現状の基準を維持していくべきと考える。	国府台公園では、都市公園として広場や植栽など運動施設以外の公園施設を充実させる必要があることから、運動施設の現状を踏まえ、運動施設率の上限を100分の60としたものです。	③
4	国府台公園の運動施設率を100分の60以内と定める根拠を示すべきである。	国府台公園の運動施設率は、条例改正期限の平成30年6月までに野球場や体育館などを改修することが困難であること、また、北市川運動公園にテニスコート機能を持たせることを踏まえ、今後の改修事業に支障とならず、かつ、運動施設利用者とその他の公園利用者とのバランスが取れるよう配慮して、100分の60以内としたものです。	④